

(令和8年度) 第1回 個人住民税検討会議事概要

1 日 時 令和8年5月29日(金)14時00分～15時40分

2 場 所 総務省1階 低層棟101会議室

3 出席者 林座長、石田構成員、魚住構成員、神山構成員、齊藤構成員
坂巻構成員、佐藤構成員、柴田構成員、鴫田構成員
藤原構成員、宮澤構成員、山口構成員

4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 個人住民税の基礎控除等について
- (3) 閉会

5 議事の経過

議題「個人住民税の基礎控除等について」に関して、総務省から説明を行い、その後意見交換が行われた。

- ・ 所得税における基礎控除の上乗せ特例は、政治的に決まった部分であり、「地域社会の会費」的な性格を有する住民税については、対応しないという考え方ではないか。
- ・ 所得税の場合は、源泉徴収義務者である個々の使用者や企業、システムベンダーにとって、システム改修が極めて手間の大きいものと承知している。こうしたことを踏まえると、X-1年11月の消費者物価指数（CPI）を勘案し、X年度税制改正で見直しを行い、住民税への適用はX+1年6月以降という枠組みとすることが考えられる。この場合、CPIをタイムリーに反映することは難しいため、3年に一度などトレンドを捉えて引き上げる仕組みとするべきではないか。また、住民税の場合は賦課課税であるため、地方団体にシステム改修の問題が生じると考えられ、実務上対応可能かどうか十分確認する必要があるのではないか。
- ・ 物価連動させ、税負担を中立的にするということであれば、均等割の金額も物価連動させないと整合性がとれないのではないか。

- 仮に物価連動するような形で基礎控除の金額を考えるのであれば、物価が下がった場合にどうするのかということについても考えておく必要があるのではないか。
- 基礎控除の見直しについて、地方税については慎重に検討するという方向性がとられたことは評価したい。特別徴収義務者の負担に配慮すべきことや、基礎控除が全ての市民に影響すること、各種給付の基準にも影響する等、検討すべき点が多いのではないかな。
- 非課税限度額や生活保護基準額と、それらを少し超えた場合の税負担についても併せて考えるべきか。
- 住民税について2年ごとの改正だとしても、所得税と住民税でタイミングが異なり、毎年改正があるということになると、給与担当者の事務負担が大きくなり、対応できなくなることが懸念される。
- バックオフィスに1～2人しかいない中小規模事業者の事務負担等に配慮すると、見直しの頻度は高くない方が望ましいのではないかな。また、「地域社会の会費」的な性格を踏まえつつ、昨今の社会情勢も踏まえ、就労意欲の向上にもつながるような制度設計が必要ではないかな。
- 個人住民税は毎年何らかの改正が行われており、基礎控除の増減のような変数変更のみであれば対応しやすい。しかし、計算式の構造変更や新たな考え方の導入となると、ベンダーの検討や担当者の習熟が必要となり、対応規模が大きくなる。また、標準化が未完了の自治体が多い中で大規模な税制改正が行われた場合、ベンダーが全自治体分の改修に対応しきれない可能性がある。定額減税の際にもベンダーが苦労した実績があることから、仮に基礎控除を引き上げる際には、システム対応の実現可能性への配慮が必要ではないかな。
- 所得税と同じ頻度で改正があるのは、住民税としては非常に厳しいのではないかな。標準化後は自治体ごとに異なるベンダーが対応することになるが、改正があった際に、通常の保守の範囲での対応となるか否か等、各ベンダーと自治体間のコスト負担関係が適切に成り立つかが課題ではないかな。

- ・ 納税義務者が減るということは税収が減ることであり、課税最低限の引き上げについては、慎重に議論すべきではないか。
- ・ 毎年の税制改正に係るシステム改修について、軽微なものは当初の委託料の中で対応できるが、大きな改正があると追加で費用が発生する。自治体としては、課税側の立場だけでなく、職員の給与支払者として特別徴収義務者としての立場もあるため、税制改正が度重なると、給与支払者の立場でも費用等を負担しなければならない。
- ・ 非課税限度額は、所得税には無い制度であり、必ずしも所得税の基礎控除が改正された際に検討しなければならないものではないのではないか。
- ・ 基礎控除について、物価上昇が続く中で所得税は引き上げられ住民税は据え置かれている現状を踏まえると、住民税の控除額をずっとそのままにしておくのは難しいのではないか。今後、住民税において物価上昇に伴う対応を行う場合、タイミングや引上げ幅については、地方税として独自の理屈付けが必要ではないか。
- ・ インフレを考慮して5年に一度改定される生活保護基準額を見ながら非課税限度額を決めるということは、非課税限度額に生活費の上昇が加味されているということ。所得税と異なり、住民税では最低限の生活を行う部分に課税しないという制度を課税最低限とは別に持っている。これを踏まえると、課税最低限を構成する基礎控除をC P Iに連動させる必要は必ずしもないのではないか。物価上昇により控除の実質的な価値が減少することに対応するのであれば、所得税の基礎控除の見直しが行われる2年に一度のタイミングで1～2万円程度上げるという形で行くのが適度な方法ではないか。
- ・ 個人住民税の特徴として、生活保護基準額が5年に一度改定されることに合わせて非課税限度額の見直しが検討される。これとの平仄を考えると5年に一度見直すということも考えられるか。その上で、生活保護基準のように物価が急激に上がった場合に特例措置を講じていることとの整合性も図る必要があるか。
- ・ 非課税限度額と生活保護基準額の整合性は取れるように議論する必要があるのではないか。

- ・ 個人住民税の非課税限度額は、社会保障給付の判定基準として広く機能している。そのため、非課税限度額の改定をC P Iに連動させることの是非については、単純な物価調整の問題にとどまらず、社会保障給付や再分配政策との整合性という観点から丁寧に議論する必要があるのではないか。
- ・ 所得控除を所得税と合わせることも考えられるか。そうすれば非課税限度額は必要が無いとも考えられるか。非課税限度額は長らく定着している制度ではあるが、所得課税のあり方からすると疑問がある。また、個人住民税の「地域社会の会費」という趣旨は、10%の比例税率をとっていることで反映されていると考えられるのではないか。

(以上)